

都市計画区域指定市町

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等	対象事業等
都市計画区域	<p>都市計画法 (制定年月日) 昭和43年6月15日 法律第100号 (目的) 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。</p>	<p>市、又は次の各号のいずれかに該当する町村</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該町村の人口が1万人以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50%以上であること。 2 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね10年以内に前号に該当することとなると認められること。 3 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が、3,000人以上であること。 4 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。 5 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画の策定 都市の整備・開発及び保安を図るため必要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業などに関する都市計画を策定する。 2 土地利用 (1) 市街化区域及び市街化調整区域 (2) 用途地域 (3) その他の地域地区 3 都市施設 (1) 道路 (2) 公園 (3) 下水道 (4) その他の都市施設 4 市街地開発事業 (1) 土地区画整理事業 (2) 新住宅市街地開発事業 (3) 市街地再開発事業 (4) その他の事業 5 地区計画等 (1) 地区計画 (2) 防災街区整備地区計画 (3) 歴史的風致維持向上地区計画 (4) 沿道地区計画 (5) 集落地区計画 6 都市計画事業の実施 3及び4に係る事業の実施 7 建築物及び開発行為の規制・誘導 (1) 都市計画制限 都市施設、市街地開発事業の区域内における建築制限 (2) 開発許可 ① 一定規模以上の開発行為は許可を受ける必要がある。 ② 市街化調整区域における開発及び建築の制限 (3) 建築確認等 建築しようとする者は、当該建築物が建築物に関する法令に適合していることの確認を受ける必要がある。 建築基準法第3章(都市計画区域等の建築制限)が適用される。 8 その他 (1) 都市計画税の賦課 (2) 国土利用計画法の規定による土地取引の届出面積が異なる。 (3) その他 	<p>街路事業</p> <p>公園事業</p> <p>下水道事業</p> <p>土地区画整理事業</p> <p>新住宅市街地開発事業</p> <p>市街地再開発事業</p>